

# 人事行政の運営等の状況について

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 福祉及び利益の保護の状況
- 8 公平委員会の業務の状況

平成 26 年 度  
津 市

# 1 任免及び職員数に関する状況

## (1) 新規採用者数

(単位:人)

平成25年度 (平成25年4月1日採用)	
職 種	採用者数 (うち女性)
事務職	21 (11)
保育士	19 (18)
技術職(土木)	3 (0)
技術職(建築)	4 (0)
消防職	6 (0)
幼稚園教諭	2 (2)
技能員(調理員)	4 (3)

(単位:人)

平成26年度 (平成26年4月1日採用)	
職 種	採用者数 (うち女性)
事務職	41 (18)
保育士	14 (13)
技術職(土木)	6 (1)
技術職(機械)	2 (0)
技術職(建築)	5 (1)
技術職(電気)	2 (0)
保健師	3 (3)
言語聴覚士	1 (1)
消防職	18 (3)
幼稚園教諭	9 (9)
技能員(調理員)	5 (5)

## (2) 再任用の状況(平成26年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局ほか	-	133	133
教育委員会	-	25	25
消防本部	-	15	15
水道局	-	14	14
合 計	-	187	187

## (3) 退職者数(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:人)

区 分	定年退職	勧奨退職	普通退職ほか	合 計
市長部局ほか	44	16	15	75
教育委員会	11	6	6	23
消防本部	9	3	0	12
水道局	1	1	1	3
合 計	65	26	22	113

(注) 採用退職ともに、派遣等による出入りは除きます。

## (4) 部門別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

(単位:人)

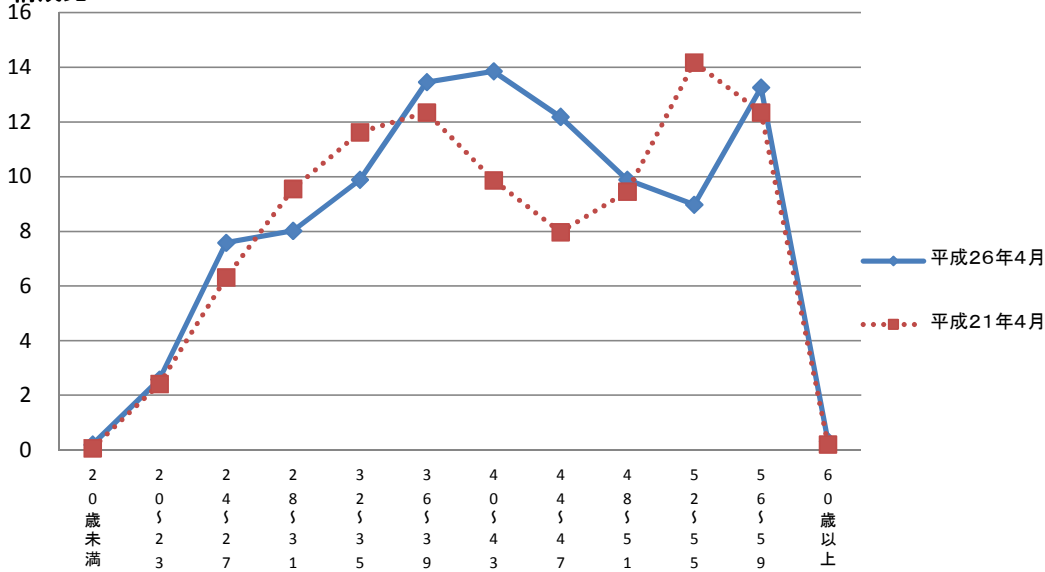
部門		区分	職員数	職員数	対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	13	13	0	災害対応強化集中中間の終了及び体育施設管理業務の指定管理による減、国勢調査等による体制強化及び施設の耐震化促進、地域のインフラ管理等の体制強化による増
		総務	400	386	△ 14	
		税務	90	92	2	
		民生	457	470	13	
		衛生	160	160	0	
		農林水産	52	53	1	
		商工	44	48	4	
		土木	245	254	9	
		小計	1,461	1,476	15	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.67 人
		教育部門	473	464	△ 9	組織改正及び事務執行体制の見直しによる減
	消防部門	343	350	7	救急出動件数増加等に対応するための体制強化による増	
	小計	2,277	2,290	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.17 人	
会計部門 公営企業等	水道	85	84	△ 1	事務執行体制の見直しによる減	
	下水道	55	49	△ 6		
	その他	101	101	0		
	小計	241	234	△ 7		
合計		2,518 [内、育休代替任期付職員 15]	2,524 [内、育休代替任期付職員 25] ※津市職員定数条例に基づく職員数は、2,406人	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.36 人	
		(3,153)	(2,500)			

(注)1 職員数は、定員管理調査において報告した一般職に属する職員数(教育長を含む。)である。

2 ( )内は、津市職員定数条例第2条の規定による職員の定数の総数である。

(5) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日)

構成比%



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	5人	65人	191人	202人	249人	339人	349人	307人	249人	226人	334人	8人	2,524人

(6) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,604	1,550	1,511	1,479	1,461	1,476	△ 128 (△8.0%)
教育	558	532	521	504	473	464	△ 94 (△16.8%)
消防	346	346	344	343	343	350	4 (1.2%)
普通会計計	2,508	2,428	2,376	2,326	2,277	2,290	△ 218 (△8.7%)
公営企業等会計	285	278	264	248	241	234	△ 51 (△17.9%)
総合計	2,793	2,706	2,640	2,574	2,518	2,524	△ 269 (△9.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 2 給与の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
平成25年度	284,545 人	105,294,532千円	2.8 %	19,262,103 千円	18.3 %	20.0 %

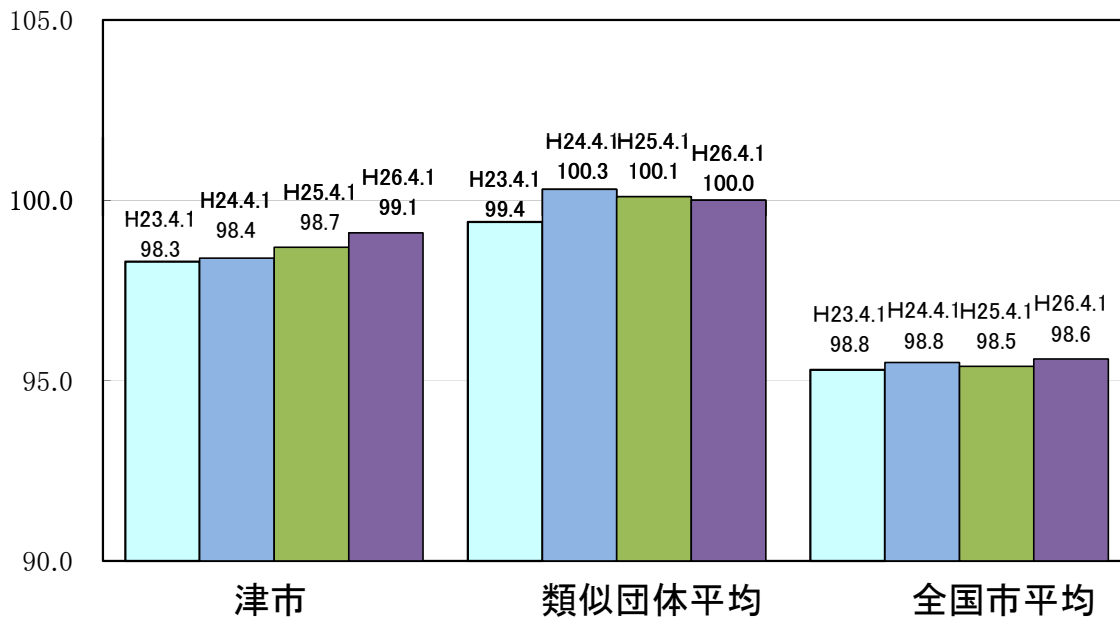
#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与費
		給料	職員手当等	期末・勤勉手当				
平成25年度	2,276 人	8,356,514 千円	2,186,103 千円	3,164,557 千円	13,707,174 千円	6,022 千円	6,365 千円	

(注)

- 職員手当等には退職手当を含まない。
- 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(平成26年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が3年連続で上昇しているのは、職員構成の変動(各階層変動)による。

4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 給料表について、人事院勧告の趣旨を尊重し、平均2%引下げ。  
 激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、津市においても6%を支給。(見直し前と比較し支給割合変更なし)  
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津市	43.3 歳	336,400 円	443,095 円	395,885 円
三重県	43.3 歳	348,236 円	451,586 円	387,308 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.2 歳	327,201 円	420,484 円	377,340 円

② 技能労務職

区分	公務員					対応する民間 の類似職種	民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)		平均年齢	平均給与月額 (B)	
津市	47.8 歳	302 人	311,900 円	359,461 円	340,223 円	—	—	—	—
うち用務員	50.5 歳	29 人	320,500 円	352,355 円	347,731 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	176.8 %
うち清掃職員	46.8 歳	34 人	327,200 円	399,556 円	365,847 円	商業物産理事務従業員	44.7 歳	288,100 円	138.7 %
うち学校給食員	45.5 歳	108 人	288,500 円	313,757 円	309,178 円	調理士	42.6 歳	261,000 円	120.2 %
三重県	49.4 歳	351 人	350,012 円	405,196 円	379,130 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.2 歳	134 人	328,555 円	386,197 円	364,924 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
津市	—	—	—
うち用務員	5,624,460 円	2,747,000 円	2.05
うち清掃職員	6,289,472 円	3,939,100 円	1.60
うち学校給食員	4,998,684 円	3,522,900 円	1.42

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年~24年の3年平均)  
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支出された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(Ⅱ)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
津市	42.3 歳	349,773 円	394,992 円
類似団体	40.3 歳	317,861 円	362,226 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		津 市	三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	総合職 181,200 円 一般職 172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職(Ⅱ)	大 学 卒	172,800 円	199,700 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

※ 教育職(Ⅱ)は幼稚園の園長、主任、教諭及び養護教諭に適用する。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

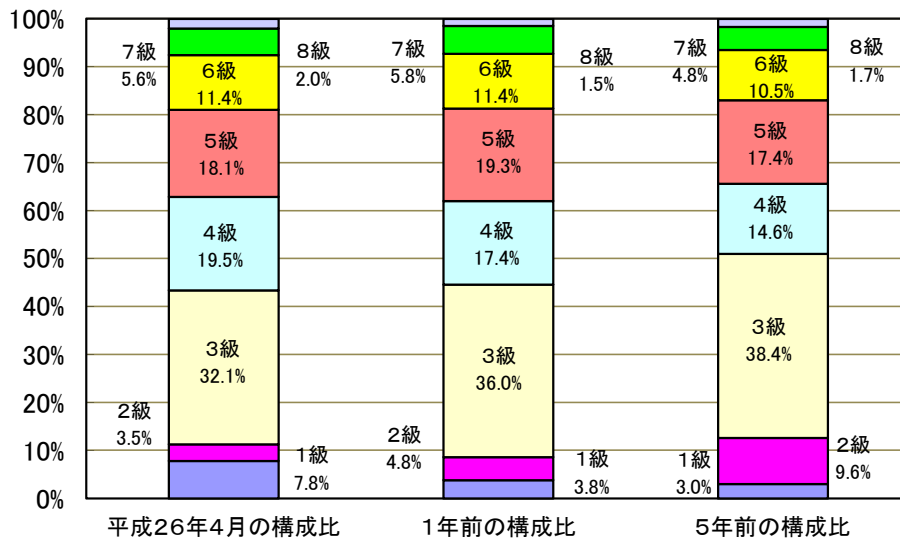
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 2 0 年	経 験 年 数 2 5 年	経 験 年 数 3 0 年
一般行政職	大 学 卒	276,862 円	352,014 円	391,388 円	421,533 円
	高 校 卒	256,875 円	323,467 円	368,146 円	389,140 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	334,829 円	343,575 円	— 円
	中 学 卒	256,925 円	329,125 円	342,944 円	— 円
教 育 職(Ⅱ)	大 学 卒	309,901 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	定型な業務を行う職務	92 人	7.8 %	133,400 円	243,700 円
	技能労務の職務				
2 級	1 主任(主事、技師及び保育士を除く。)の職務 2 相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職員の職務(技能労務の職務を除く。)	41 人	3.5 %	185,800 円	307,800 円
	相当高度の技能又は経験が必要とする技能労務の職務				
3 級	1 主査の職務 2 出張所長その他の出先機関の長の職務 3 管理主事、社会教育主事、体育保健主事及び教育研究主事の職務 4 主任(主事、技師及び保育士に限る。)の職務 5 相当の知識又は経験が必要とする主任(主事、技師及び保育士を除く。)の職務 6 特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職員の職務(技能労務の職務を除く。)	378 人	32.1 %	222,900 円	385,200 円
	1 技能長の職務 2 相当の技能又は経験が必要とする主任に係る技能労務の職務 3 特に高度の技能又は経験が必要とする技能労務の職務				
4 級	1 担当副主幹の職務(技能労務の職務を含む。) 2 相当の知識又は経験が必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 3 地域支援員の職務 4 副主幹の職務(技能労務の職務を含む)	230 人	19.5 %	261,900 円	432,400 円
5 級	1 担当主幹及び担当主幹相当職の職務 2 相当高度の知識又は経験が必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 3 相当の知識又は経験が必要とする地域支援員の職務	213 人	18.1 %	289,200 円	442,100 円
6 級	1 課長(室長、担当副参事等を含む。)の職務 2 副総合支所長(久居総合支所副総合支所長を除く。)の職務 3 総合支所の課長(担当副参事等を含む。)及び教育委員会事務局事務所長の職務 4 相当高度の知識又は経験が必要とする地域支援員の職務	135 人	11.4 %	320,600 円	463,100 円
7 級	1 部長及び部長相当職(担当理事等)並びに久居総合支所長の職務 2 部次長及び部次長相当職(担当参事等)の職務 3 工事事務所長の職務 4 総合支所長(久居総合支所長を除く。)の職務 5 久居総合支所副総合支所長の職務 6 総合支所の部次長相当職(担当参事等)の職務	66 人	5.6 %	366,200 円	488,000 円
8 級	1 局長及び局長相当職の職務 2 困難な業務を所掌する部長及び部長相当職(担当理事等)の職務 3 困難な業務を所掌する総合支所長(久居総合支所長に限る。)の職務	24 人	2.0 %	413,000 円	496,600 円

(注) 1 津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在のところ、勤務成績は反映せず一律としています。



#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

津 市	三 重 県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,469 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,580 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### (参考) 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間における年度評価を行い、当該評価内容に応じて平成25年6月期勤勉手当に係る成績率に反映しています。  
また、平成25年4月1日から同年9月30日までの間における中間評価を行い、当該評価内容に応じて平成25年12月勤勉手当に係る成績率に反映しています。

##### (2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

津 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算) 1人当たり 平均支給額 5,784 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)
勸奨・定年 27.025 月分 36.57 月分 52.44 月分 23,285 千円	応募認定・定年 27.025 月分 36.57 月分 52.44 月分

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		616,420 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		242 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	18.0 %	4 人	18.0 %
5級地(津市)	6.0 %	上記に掲げる以外の職員	6.0 %

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		39,167 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		69,078 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		21.91 %		
手当の種類(手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
社会福祉事務に従事する職員の特殊勤務手当	援護課職員	生活保護被保護者の死体処理の業務	42 千円	1件3,000円
汚物の収集又は処分に従事する職員の特殊勤務手当	汚物の収集又は処分に従事する職員	ごみの収集、運搬及び処理業務	8,523 千円	日額750円
		西部クリーンセンター等に勤務する職員によるごみの搬入業務及び施設の維持管理のための清掃等業務	8 千円	日額750円
		安芸・津衛生センター等に勤務する職員によるし尿の処理業務及び維持管理のための清掃等業務	-	日額550円
住宅の事務に従事する職員の特殊勤務手当	住宅の事務に従事する職員	市営住宅入居者の死体処理業務	9 千円	1件3,000円
モーターボート競走場に勤務する職員の特殊勤務手当	モーターボート競走場に勤務する職員	開催日における競艇業務	6,796 千円	日額1,000円
土木労務作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木労務作業に従事する職員	道路舗装業務	89 千円	日額250円
汚水の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	汚水の処理作業に従事する職員	下水道終末処理施設内又は水洗処理区域内での汚泥の除却作業及び下水管渠等の清掃業務	101 千円	日額550円
		水洗処理区域外での下水管渠等の清掃業務	7 千円	日額300円
消防本部及び消防署に勤務する職員の特殊勤務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員	消火活動業務	1,335 千円	1回250円
		救急業務	16,210 千円	1回200円
行旅病人及び行旅死亡人の処理等に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人及び行旅死亡人の処理等に従事する職員	行旅病人の救護業務又は取扱業務	-	1件1,500円
		行旅死亡人の処理等の業務	3 千円	1件3,000円
災害業務に従事する職員の特殊勤務手当	災害業務に従事する職員	警報発令中等の危険な状況の中での現場作業	245 千円	日額1,000円
変則勤務による業務に従事する職員の特殊勤務手当	変則勤務による業務に従事する職員	年末年始において、特に勤務を命ぜられる職員で、その定められた業務	5,800 千円	日額3,000円 ~7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	670,596 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	355 千円
支給実績(平成24年度決算)	664,054 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	384 千円

## (6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度 との異同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)	
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	-	258,917千円	229,740円	
	配偶者以外の扶養親族	6,500円					
	配偶者のない場合の1人目	11,000円					
	16～22歳の子、孫に対する加算	5,000円					
住居手当	借家 (家賃)	23,000円以下	家賃-12,000円	同じ	-	93,933千円	79,875円
		23,000円超55,000円未満	(家賃-23,000円)×1/2 +11,000円				
		55,000円以上	27,000円				
	持ち家		1,000円	異なる	支給なし		
通勤手当	片道1km以上交通機関利用者	運賃等相当額(上限55,000円)	異なる	交通用具使用者については、 1kmから18段階 に細区分し支給	175,256千円	72,122円	
	片道1km以上交通用具使用者	1km以上2kmまで1,000円から 使用距離に応じて支給 (上限60km以上24,500円)	異なる				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に支給	役職に応じ定額で支給	異なる	俸給の特別調 整額として支給	433,836千円	718,272円	
宿日直手当	一般の宿日直	4,200円	同じ	-	17千円	8,500円	
管理職員 特別勤務 手当	管理又は監督の地位にある職員 が、臨時又は緊急の必要等によ り週休日又は休日等に勤務した 場合に支給	8,000円～12,000円	異なる	4,000円 ～12,000円	38,876千円	72,126円	
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜(午 後10:00～午前5:00)に勤務を命 じられた職員に支給	勤務1時間当たりの給与額 ×25/100	同じ	-	47,405千円	186,634円	
休日勤務 手当	祝日法による休日等に勤務した 職員に支給	勤務1時間当たりの給与額 ×1.35×時間数	同じ	-	123,381千円	140,685円	
単身赴任 手当	異動に伴って転居し、やむを得 ない事情により配偶者と別居し て単身で生活する職員に支給	23,000円～41,000円	異なる	23,000円 ～68,000円	1,506千円	376,500円	

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,017,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(1,130,000) 円	1,075,000 円	275,000 円
	副 市 長	809,100 円	910,000 円 / 548,100 円	
		(870,000) 円		
報 酬	議 長	670,000 円	739,000 円 / 445,000 円	
	副 議 長	610,000 円	660,000 円 / 385,000 円	
	議 員	550,000 円	606,000 円 / 360,000 円	
期 末 手 当	市 長	(平成25年度支給割合)		
	副 市 長	3.95	月分	
退 職 手 当	議 長	(平成25年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.55	月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	1,017,000円×在職月数×55/100	2684.8万円	任期毎
		809,100円×在職月数×35/100	1359.2万円	任期毎

(注) ( )内及び(参考)類似団体における最高/最低額は減額措置を行う前の金額を記載する。

6 公営企業職員の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

決算(平成25年4月～平成26年3月)

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 25年度	千円 6,489,950	千円 23,863	千円 777,815	% 12.0%	% 12.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
平成 25年度	人 99	千円 385,844	千円 119,693	千円 148,413	千円 653,950	千円 6,606

- (注) 1 職員手当には退職手当・児童手当を含まない。  
2 職員数は平成26年3月31日現在の人数である。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
津 市	48.1 歳	395,988 円	607,535 円

- (注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
3 再任用短時間勤務職員を除く。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津 市 (水 道 局)		津 市	
1人当たり平均支給額(平成25年度)		1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,484 千円		1,469 千円	
(平成25年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

- (注) ( )内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

津 市 (水 道 局)			津 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)		

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		25,683 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		257 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
1級地(東京特別区)	18.0 %	0 人	18.0 %
5級地(津市)	6.0 %	上記に掲げる以外の職員	6.0 %

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		403 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		4,071 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		99.0 %	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	毒物、劇物又は高圧電気を取り扱う業務その他特に危険を伴う業務に従事する職員	毒物、劇物又は高圧電気を取り扱う業務その他特に危険を伴う業務	日額200円
		高所(地上10メートル以上)及び下水道内等での業務	日額350円
作業手当	水道管等の復旧業務に従事する職員	公道等敷設され、又は設置された水道管等の復旧業務	日額250円
災害業務手当	屋外において業務に従事する職員	水道施設に事故が発生した場合において、水道事業管理者及び水道技術管理者の指示により、水道施設の復旧のため危険な状況の中で現場作業に従事したとき。	日額1,000円
変則勤務手当	変則勤務による業務に従事する職員	年末年始において、特に勤務を命ぜられる職員で、その定められた業務	日額3,000円~7,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	42,962 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	614 千円
支給実績(平成24年度決算)	43,185 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	608 千円

(注)時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶 養 手 当	配 偶 者	13,000円	同じ	-	13,850千円	216,406円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円				
	配偶者のない場合の1人目	11,000円				
	16～22歳の子、孫に対する加算	5,000円				
住 居 手 当	借家 (家賃)	23,000円以下	同じ	-	3,054千円	50,900円
	23,000円超55,000円未満	家賃-12,000円 (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円				
	55,000円以上	27,000円				
	持ち家	1,000円	同じ	-		
通 勤 手 当	片道1km以上交通機関利用者	運賃等相当額(上限55,000円)	同じ	-	7,776千円	78,549円
	片道1km以上自動車等利用者	1km以上2kmまで1,000円から 使用距離に応じて支給 (上限60km以上31,600円)	同じ	-		
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給	役職に応じ定額で支給	同じ	-	21,670千円	722,331円
管理職員 特別勤務 手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給	8,000～12,000円	同じ	-	1,977千円	65,900円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00～午前5:00)に勤務した勤務した職員に支給	勤務1時間当たりの給与額 ×0.25×時間数	同じ	-	2,623千円	327,842円

### 3 勤務時間その他勤務条件の状況

#### (1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

#### (2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1年20日以内
病 気 休 暇		必要と認める期間(90日以内)
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認める期間
	証人等としての裁判所等へ出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	
	ボランティア休暇	1年5日以内
	結婚休暇	8日以内
	産前・産後休暇	産前・産後8週間(多胎妊娠の場合産前は14週間)
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑程度が母体、胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1時間以内の期間
	妊娠中の健康診査等	必要と認める期間
	育児時間	1日2回各30分以内(生後1年以内)
	配偶者の出産	2日以内
	忌引	配偶者10日、父母7日、子5日、兄弟姉妹3日など
	父母等の追悼のため特別な行事を行うため	1日以内
	市長が指定する健康診断等	必要と認める期間又は時間
	災害等による出勤困難、危険を回避する場合	必要と認める期間
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断または隔離の場合	必要と認める期間
	生理休暇	2日以内(1周期につき)
	子の看護休暇	1年5日以内(子が2人以上の場合は10日)
短期の介護休暇	1年5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日)	
夏期休暇	7月から9月までの期間内で5日以内	
介 護 休 暇	配偶者等の介護(無給)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間



(3) 育児休業の取得状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:人)

	市長部局 ほか		教育		消防		水道		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の取得 人数	1	89	0	20	0	2	0	1	1	112
部分休業の取得 人数	9	34	0	5	0	0	0	0	9	39

(4) 介護休暇の取得状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:人)

	市長部局 ほか		教育		消防		水道		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得 人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

## 4 分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。平成25年4月1日から平成26年3月31日までの分限処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

	免職	降任	休職	合計
市長部局など	0	0	15	15
教育委員会	0	0	10	10
消防	0	0	0	0
水道局	0	0	0	0
合計	0	0	25	25

### (2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。平成25年4月1日から平成26年3月31日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局など	0	1	0	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0
消防	0	0	0	0	0
水道局	1	0	0	0	1
合計	1	1	0	0	2

## 5 サービスの状況

### (1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたって全力をあげてこれに専念しなければなりません。研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

### (2) 営利企業等への従事状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。平成25年4月1日から平成26年3月31日までの営利企業等への従事状況は次のとおりです。

区分	人数
① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	
② 自ら営利を目的とする私企業を営む場合	
③ ①②を除き報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	30

## 6 研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の概要

多様化する市民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、職員の潜在能力を引き出し、最大限に発揮させる必要があることから、「経営感覚と信頼感を備えたプロの職員」、「高度な知識技能を備えた創造的な職員」、「協調性と積極性を備えた活動的な職員」の育成を目指し、計画的な職員研修を実施しました。

- ア 階層別研修 新規採用職員研修（Ⅰ・Ⅱ）、2年目職員研修、6年目職員研修、新任主査研修、新任担当副主幹研修、新任担当主幹級研修、新任課長級研修
- イ 実務研修 法務能力研修、人権問題研修、健康づくり研修、防災危機管理研修、男女共同参画研修、財務分析研修、保育所等職員研修等
- ウ 専門研修 政策課題研修、経営品質向上研修、女性職員セミナー、行政法基礎・演習研修、公務員倫理研修、ヒューマンエラー防止研修等
- エ 派遣研修 自治大学校派遣研修、市町村アカデミー派遣研修、全国市町村国際文化研修所派遣研修、三重県建設技術センター派遣研修、三重県市町総合事務組合派遣研修、JC青年の船派遣研修等
- オ 自主研修 通信教育研修、自主研究研修

平成25年4月1日～平成26年3月31日の実施状況

研 修 名	受講者数(人)
ア 階層別研修	411
イ 実務研修	2,698
ウ 専門研修	279
エ 派遣研修	343
オ 自主研修	43

### (2) 勤務成績の評定の状況

平成21年度及び平成22年度の2か年度において、課長級以上の職員を対象として、人材育成による組織力の向上を目指す人材評価制度を試行しました。試行を通じて、制度の改善等を図り、平成23年度から本格的に実施しています。

## 7 福祉及び利益の保護の状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び勤務能率の増進に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。平成25年度には、次のような事業を行っています。

### (1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び津市職員安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理の充実	安全衛生委員会を中心に安全衛生体制の充実を図っています。 週1回、産業医による健康相談を実施しています。 メンタルヘルス対策として、面接指導を行っています。
職員の健康管理	年1回全職員を対象に定期健康診断を実施しています。 業務上必要と認められる職員に対し、VDT作業従事者検診を実施しています。 希望する職員に胃がん検診及び前立腺がん検診を実施しています。

### (2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められている職員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を職員の互助組織である津市職員共済組合に実施させ、同共済組合に助成しています。

補助対象事業	事業の内容
体育関係事業	体育クラブの活動費用及び職員スポーツ大会の運営費用等を補助しています。
文化関係事業	文化クラブの活動費用及び職員文化作品展の会場設営費用等を補助しています。
健康管理事業	人間ドック費用助成事業に要した経費を補助しています。
その他	共済組合運営のための事務に要する経費を補助しています。
補助金の決算額	
	18,532 千円

### (3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

### (4) 職員団体への便宜供与

組合数 2団体

内容 ・組合事務所の貸与  
・各組合員給与からの組合費の控除

## 8 公平委員会の業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

H25. 4. 1～H26. 3. 31 の要求件数	H25. 4. 1～H26. 3. 31 の処理件数
0件	0件

### (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

H25. 4. 1～H26. 3. 31 の要求件数	H25. 4. 1～H26. 3. 31 の処理件数
0件	0件